

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等(平成18年6月分)について

(1) 問い合わせ件数

平成18年6月1日～平成18年6月30日

	<u>62件</u>
*うちBSE関係	12件
*うち大豆イソフラボン関係	7件

(2) 内訳

食品安全委員会関係	12件
食品の安全性関係	24件
食品一般関係	26件
その他	0件

(3) 問い合わせの多い質問等

【食品の安全性関係】

Q. 大豆イソフラボンやコエンザイムQ10などを摂取する際の目安量・上限値はどこで決められているのですか。

A. 食品安全委員会は、厚生労働省等のリスク管理機関から評価要請を受けた特定保健用食品や農薬、添加物等に関して、担当の専門調査会において審議を行い、その審議結果(案)について、原則として、広く国民の意見・情報の募集を行ったうえで、食品健康影響評価結果を厚生労働省等に通知しております。

通知を受けた厚生労働省等は、食品安全委員会の評価結果に基づき、所定の手続を踏み、摂取の目安量・上限値等を最終的に決定します。

大豆イソフラボンを含む特定保健用食品については、平成18年5月11日に食品安全委員会から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価の結果を通知しました。

(http://www.fsc.go.jp/hyouka/hy/hy-tuuchi-180511isoflavone_1.pdf)

また、コエンザイムQ10に関しては、平成18年6月22日から平成18年7月21日までの間、「コエンザイムQ10」に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての意見・情報の募集を行っています。(http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc_coq10180622.html)